

定期積金<スウィング>

1. 商品名	定期積金<スウィング>
2. 預入対象	個人
3. 受付期間	引き去り開始月の前月 15 日まで（休日の場合は前営業日）
4. 払込期間 (1) 掛込回数	初回掛込日から 1 年、2 年、3 年、5 年後の応答日まで 1 年（12 回） 2 年（24 回） 3 年（36 回） 5 年（60 回）
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 積立日	契約期間内で掛金を分割受入（給与天引き） 1 千円以上、100 万円未満（1 回の掛金につき） 1 千円単位 毎月給与支給日
6. 給付契約金 支払方法	満期時に普通預金口座（当組合の本人名義に限る）へ給付補填金と一括で自動解約入金を基本とし、それ以外は満期日以降に本店窓口で支払います。
7. 給付補填金 (1) 適用金利 （給付補填金利率） (2) 計算方法	契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 給付補填金は、計算単位を 100 円とし、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
8. 税金	源泉分離課税 20%（国税 15%・地方税 5%） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。 ※マル優は利用できません。
9. 手数料	不要
10. 預金保険について	適用対象（1 人当たり他の適用預金と合算して元本 1,000 万円までとその利息等が保護対象）
11. 中途解約時の取扱い	以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下は切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・初回掛込日から解約日までが 1 年未満：解約日における普通預金利率 ・初回掛込日から解約日までが 1 年以上：約定利率×60% ただし、上記の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。
12. 金利情報	ホームページにてご確認ください、窓口にお問い合わせください。

13. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分</p> <p>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。</p>
14. その他参考となる事項	<p>・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割り計算）の割合による遅延損害金をいただきます。</p> <p>・ 満期日を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。</p>